

土岐川・庄内川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「土岐川・庄内川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、庄内川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本協議会を進めていくにあたり、その他の庄内川流域内関係自治体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。
- 4 協議会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 庄内川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(幹事会の設置)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、各構成員の命により、幹事会の議事に応じ、各機関からの関係者の出席を認めるとともに、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。
- 4 幹事会の実施事項は第4条に準ずるものとし、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。
- 5 幹事会には、構成員の同意を得て、別表2の職にあるもの以外のもの(学識経験者等)も出席することができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては構成員の同意を得て、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の事務局は、国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所流域治水課、岐阜県県土整備部河川課、愛知県建設局河川課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年 7月6日から施行する。

令和2年 9月14日 改定

令和2年12月18日 改定

令和3年 3月25日 改定

令和3年 7月 2日 改定

令和3年10月28日 改定

令和5年 6月28日 改定

土岐川・庄内川流域治水協議会

構成員

別表 1

機関	構成員	
	役職	氏名
多治見市	市長	高木 眞行
瑞浪市	市長	水野 光二
恵那市	市長	小坂 喬峰
土岐市	市長	加藤 淳司
名古屋市	市長	河村 たかし
一宮市	市長	中野 正康
瀬戸市	市長	川本 雅之
春日井市	市長	石黒 直樹
犬山市	市長	原 欣伸
江南市	市長	澤田 和延
小牧市	市長	山下 史守朗
稲沢市	市長	加藤 錠司郎
尾張旭市	市長	柴田 浩
岩倉市	市長	久保田 桂朗
清須市	市長	永田 純夫
北名古屋市	市長	太田 考則
あま市	市長	村上 浩司
長久手市	市長	吉田 一平
豊山町	町長	鈴木 邦尚
大口町	町長	鈴木 雅博
扶桑町	町長	鯖瀬 武
大治町	町長	村上 昌生
蟹江町	町長	横江 淳一
岐阜県	県土整備部長	野崎 眞司
岐阜県	都市建築部長	藤井 忠直
岐阜県	林政部長	久松 一男
愛知県	建設局長	中島 一
愛知県	農林基盤局長	長田 敦司
農林水産省	東海農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官	持山 昌智
林野庁	中部森林管理局 名古屋事務所長	高橋 東
気象庁	岐阜地方気象台長	林 広樹
気象庁	名古屋地方気象台長	藤田 司
国土交通省	多治見砂防国道事務所長	森下 淳
国土交通省	庄内川河川事務所長	蘆屋 秀幸

オブザーバー

国土交通省 中部地方整備局 建政部・河川部、地方共同法人 日本下水道事業団 東海総合事務所、中部電力株式会社 事業創造本部、中日本高速道路株式会社 名古屋支社 名古屋保全・サービスセンター、名古屋高速道路公社 総務部、岐阜県 農政部、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 中部整備局、東海旅客鉄道株式会社 建設工事事務部、環境省

土岐川・庄内川流域治水協議会・幹事会

構成員（1／2）

別表2

機関	構成員	
	役職	氏名
多治見市役所建設部道路河川課	課長代理	井澤 祐紀
多治見市役所企画部企画防災課	課長代理	大前 裕行
多治見市役所都市計画都市政策課	課長代理	守屋 努
多治見市役所水道部工事課	課長代理	鈴木 浩司
瑞浪市建設部土木課	課長	中村 恵嗣
恵那市建設部建設課	課長	寺澤 政弘
土岐市建設水道部建設総務課	課長	森 誠治
名古屋市緑政土木局河川部河川計画課	主幹(流域治水に伴う河川事業の推進)	北川 直哉
名古屋市防災危機管理局危機管理企画室	室長	内田 聡
名古屋市総務局企画部企画課	主幹(企画・水に係る施策の調整)	北村 剛士
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課	課長	太田 みちる
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課	主幹(防災・都市施策)	江口 周
名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課	課長	安藤 有雄
名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課	主幹(雨水対策の総合調整)	丹羽 晴紀
一宮市建設部治水課	課長	海田 真宏
一宮市上下水道部計画調整課	課長	川島 輝幸
一宮市まちづくり部都市計画課	課長	木下 卓治
一宮市建築部住宅政策課	課長	国立 敏司
一宮市活力創造部農業振興課	課長	落合 邦彦
一宮市総合政策部危機管理課	総合政策部次長兼危機管理課長	村上 明
瀬戸市都市整備部維持管理課	課長	内木 柔
瀬戸市都市整備部建設課	課長	川原 淳
春日井市建設部河川排水課	課長	柘植 忍
犬山市都市整備部整備課	課長	高橋 秀成
江南市水道部下水道課	課長	酒匂 智宏
小牧市建設部河川課	課長	河内 勝義
稲沢市建設部治水課	課長	小崎 晃
尾張旭市都市整備部土木管理課	課長	塚本 辰典
岩倉市建設部維持管理課	課長	田中 伸行
清須市建設部土木課	課長	村瀬 巧
清須市建設部都市計画課	課長	鈴木 雅貴
北名古屋市建設部都市整備課	課長	大橋 敏秀
あま市建設産業部土木課	課長補佐	深見 訓英
長久手市建設部土木課	課長	朝井 雅之
豊山町産業建設部建設課	課長	早川 憲二
大口町建設部建設課	課長	岩崎 義宏
扶桑町産業建設部土木農政課	課長	鈴木 弘孝
大治町建設部下水道課	雨水対策監兼下水道課長	済田 茂夫
大治町建設部都市整備課	都市整備課長	後藤 丈頭
大治町総務部防災危機管理課	防災危機管理課長	鈴木 昌樹
蟹江町産業建設部土木農政課	課長	東方 俊樹

土岐川・庄内川流域治水協議会・幹事会

構成員（2／2）

別表2

機関	構成員	
	役職	氏名
岐阜県県土整備部河川課	課長	真 鍋 将 一
岐阜県県土整備部砂防課	課長	辻 克 紀
岐阜県都市建築部都市政策課	課長	渡 辺 彰
岐阜県都市建築部下水道課	課長	酒 井 友 幸
岐阜県都市建築部建築指導課	課長	堀 伸 次
岐阜県林政部森林経営課	課長	古 沢 弘 康
岐阜県林政部森林保全課	課長	垂 見 光 貴
愛知県建設局河川課	課長	西 村 薫
愛知県農林基盤局農地部農地計画課	課長	近 藤 修 平
愛知県農林基盤局林務部森林保全課	課長	青 山 義 明
農林水産省東海農政局農村振興部	洪水調節機能強化対策官	持 山 昌 智
林野庁中部森林管理局名古屋事務所	副所長	筒 井 雅 敏
気象庁岐阜地方気象台防災グループ	防災管理官	吉 村 香
気象庁名古屋地方気象台	防災管理官	大 矢 徹
国土交通省多治見砂防国道事務所砂防調査課	課長	大 畑 隆 史
国土交通省庄内川河川事務所流域治水課	課長	板 倉 舞

オブザーバー

国土交通省 中部地方整備局 建政部・河川部、地方共同法人 日本下水道事業団 東海総合事務所、中部電力株式会社 事業創造本部、中日本高速道路株式会社 名古屋支社 名古屋保全・サービスセンター、名古屋高速道路公社 総務部、岐阜県 農政部、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 中部整備局、東海旅客鉄道株式会社 建設工事事務部、環境省